

魚津市告示第42号

指定地域の特定工場等において発生する振動の規制基準の設定  
について

振動規制法（昭和51年法律第64号）第4条第1項の規定に基づき、指定地域の特定工場等において発生する振動の規制基準を次のとおり定める。

なお、関係詳細図面は、魚津市民生部環境安全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

魚津市長 澤崎 義敬

指定地域の特定工場等において発生する振動の規制基準

- 1 振動規制法（昭和51年法律第64号）第4条第1項に規定する指定地域の特定工場等において発生する振動の規制基準は、次の表のとおりとする。

時間の区分 区域の区分	昼間（午前8時から午後7時まで）	夜間（午後7時から翌日の午前8時まで）
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域（1）	65デシベル	60デシベル
第2種区域（2）	70デシベル	65デシベル

備考

- デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 振動の測定方法は、次のとおりとする。
  - 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
    - 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
    - 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
    - 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所
    - 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正值を減ずるものとする。

指示値の差	補正值
3 デシベル	3 デシベル
4 デシベル	2 デシベル
5 デシベル	
6 デシベル	1 デシベル
7 デシベル	
8 デシベル	
9 デシベル	

- 4 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。
- 5 次に掲げる区域内における規制基準は、上表の時間の区分及び区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。
- (1) 次に掲げる施設の周囲50メートルの区域
    - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
    - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
    - ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
    - エ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
    - オ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
  - (2) 第1種区域に接する第2種区域（2）の当該接する境界線から当該第2種区域（2）内へ50メートルの範囲内の区域（前号の区域を除く。）

2 前項に規定する第1種区域、第2種区域（1）及び第2種区域（2）とは、振動を防止する地域（平成24年魚津市告示第41号）に規定する指定地域のうちそれぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

- (1) 第1種区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
- (2) 第2種区域（1） 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
- (3) 第2種区域（2） 工業地域

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 この告示は、振動を防止する地域附則第2項の規定により適用された地域について適用する。